

貸借対照表

2022年12月31日現在

株式会社ケイティーエス

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
【流動資産】	[2,206,352]	【流動負債】	[839,344]
現金及び預金	160,845	買掛金	207,096
売掛金	219,846	関係会社短期借入金	70,000
電子記録債権	30,125	1年内返済予定 関係会社長期借入金	176,700
リース投資資産	858,729	1年内返済予定 長期借入金	147,674
製品	59,966	1年内償還予定社債	17,000
原材料	680,105	未払金	83,870
仕掛品	198,751	未払費用	55,671
その他	11,675	未払法人税等	26,620
貸倒引当金	△ 13,692	契約負債	2,627
【固定資産】	[354,011]	賞与引当金	12,734
(有形固定資産)	308,177	製品保証引当金	11,806
建物	174,473	その他	27,544
土地	71,969	【固定負債】	[1,162,142]
その他	61,735	関係会社長期借入金	556,802
(無形固定資産)	14,727	長期借入金	481,687
ソフトウェア	14,652	退職給付引当金	83,415
その他	75	役員退職慰労引当金	40,237
(投資その他の資産)	31,105	負債合計	2,001,486
投資有価証券	5,833	(純資産の部)	
長期未収入金	6,815	【株主資本】	[561,150]
繰延税金資産	17,499	資本金	98,000
その他	7,772	資本剰余金	120,176
貸倒引当金	△ 6,815	その他資本剰余金	120,176
		利益剰余金	342,974
		利益準備金	17,603
		その他利益剰余金	325,370
		繰越利益剰余金	325,370
		【評価・換算差額等】	[△ 2,273]
		その他有価証券評価差額金	△ 2,273
		純資産合計	558,877
資産合計	2,560,364	負債・純資産合計	2,560,364

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

【 重要な会計方針 】

1 . 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

- ・ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法を採用しております。

2 . 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（委託・リース資産を除く）

平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）及び平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物付属設備並びに構築物については定額法、それ以外の有形固定資産は定率法又は旧定率法を採用しております。

なお、平成 15 年 4 月 1 日以後に取得した取得価額 30 万円未満の資産については、取得時に費用処理し、令和 2 年 1 月 1 日以後に取得した資産については、取得価額 10 万円未満の資産を費用処理しております。

(2) 無形固定資産

定額法又は旧定額法を採用しております。

ただし、平成 15 年 4 月 1 日以後に取得した取得価額 30 万円未満の資産については、取得時に費用処理し、令和 2 年 1 月 1 日以後に取得した資産については、取得価額 10 万円未満の資産を費用処理しております。

(3) 委託・リース資産

法人税法の規定に基づく契約期間定額法を採用しております。

3 . 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については法人税法に規定する法定繰入率により計算した回収不能見込み額その他、個別に債権の回収可能性を検討し、必要額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込み額のうち当期負担額を計上しております。

(3) 製品保証引当金

製品販売後の無償サービス費用の支出に備えるため、過去の保証費用実績率を基礎として計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

(5) 役員退職給与引当金

役員の退職金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（1）フロービジネス

請負契約

半導体の基板実装及び組立並びに製造販売等については、主に顧客との間で請負契約を締結しており、主な履行義務は顧客の仕様に基づく製品の製造販売であります。

当該製品の製造販売については、顧客の利用目的に応じたカスタマイズが含まれており、義務を履行するにつれて別の用途に転用することができない資産が生じ、進捗した部分に対する対価を受受する強制力のある権利を有するものの、取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いため、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

製品の販売

ホテルマルチメディアシステムの販売については、主な履行義務は製品の引渡し及び機器の取付けであり、当該履行義務は、製品の引渡し及び機器の取付けが完了し顧客が検収した時点で履行義務が充足されるため、顧客の検収完了時点で収益を認識しております。

（2）サブスク

月額利用契約

ホテルマルチメディアシステムの運用、保守サービスの利用については、顧客との間で月額のレンタル契約を締結しており、主な履行義務は契約期間にわたるシステムの利用及び保守サービスの提供であります。当該履行義務は、契約期間にわたり時の経過につれて履行義務が充足されるため、契約期間にわたって収益を認識しております。

【 会計方針の変更に関する注記 】

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の財政状態及び経営成績に与える影響はありません。また、繰越利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。

【 収益認識に関する注記 】

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「【重要な会計方針】4 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

【 株主資本等変動計算書に関する注記 】

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	9,800	-	-	9,800

【 当期純損益金額 】

当期純利益 131,730 千円